

児童虐待が疑われる児童の死亡事例検証報告書

平成29年9月

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会

報告書の利用に当たっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

目 次

I	検証について	1
1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
II	事例の概要及び経過について	2
1	事例の概要	2
2	家族の状況	2
3	主な経過	2
4	関係機関からの聴き取り	7
III	明らかとなった問題点・課題及び再発防止に向けた提言	9
1	各機関の主体的な取組	9
2	関係機関の連携	11
3	非常時の対応	13
4	事後の施設等の対応	14
IV	資料	15
1	秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会の開催等の経過	15
2	秋田県社会福祉審議会条例	16
3	秋田県社会福祉審議会運営要綱	18
4	秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会開催要綱	20
5	秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会委員名簿	21

I 検証について

1 検証の目的

検証は、児童虐待が疑われる児童の死亡事例について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討し、もって児童虐待防止体制の充実及び強化を図ることを目的とする。

なお、この検証は、関係者への批判や責任の追及を目的とするものではない。

2 検証の方法

検証は、秋田県社会福祉審議会条例（平成12年秋田県条例第27号）第8条第1項の規定に基づく秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会が検証組織として実施した。

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会は、本事例の事実関係を把握するため、関係機関から提出された資料、関係機関へのヒアリング調査の実施等により情報収集を行った。

また、本事例の事実関係が明確化した段階で、関係機関の対応方法、関係機関の連携その他の問題点・課題を整理し、これらの問題点・課題を踏まえた再発防止に向けた提言をまとめた。

なお、プライバシー保護の観点から会議は、非公開とした。

本事例については、児童（以下「本児」という。）の母（以下「実母」という。）が逮捕されており、本児が死亡に至った経緯を解明することができない中で、再発防止策を検討するため、行政機関が保有する情報、報道された内容、関係者からの聴き取り等をもとに検証を行ったものです。

なお、本事例については、係争中であることから、関係者から取得した情報については、裁判への影響を考慮し、限定して記載しています。

II 事案の概要及び経過について

1 事案の概要

児童養護施設に入所していた本児が、平成28年6月に一時帰宅後、帰園予定日の午後6時を過ぎても連絡もなく帰園しなかったため、翌日に児童養護施設から警察署へ捜索願を届け出たが、同日にD市内の実母宅で本児の遺体と意識不明の状態の実母が発見された。

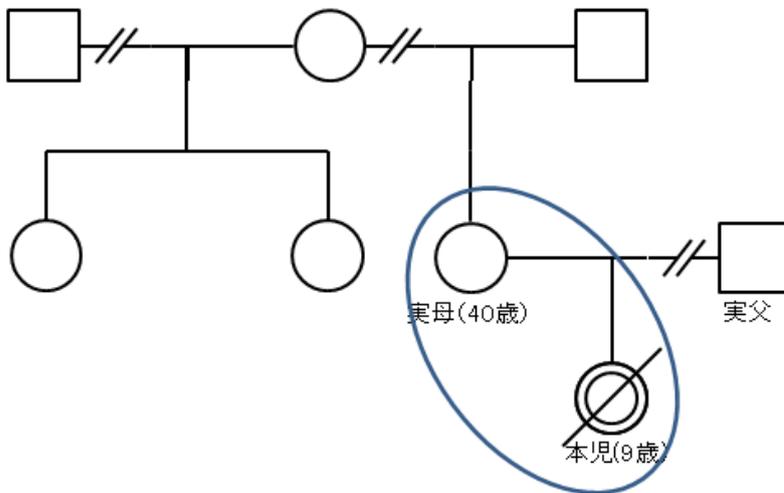
実母は、平成28年7月に殺人の疑いで逮捕された。実母は、同月から同年11月までの間、秋田地方検察庁に鑑定留置され、同月に殺人罪で秋田地方裁判所に起訴された。

平成29年5月の秋田地方裁判所の判決では、懲役4年（求刑懲役5年）となったが、実母はこれを不服とし、同年6月に控訴した。

2 家族の状況

続柄	年齢	職業等	特記事項
本児	9歳	小学4年生	
実母	40歳	無職	精神疾患あり、生活保護受給あり

※年齢は事件当時のもの



3 主な経過

※表頭の略語表記は、次のとおり。

県児相所：県児童相談所

市生保署：市生活保護担当部署

市児相署：市児童相談担当部署

児養施設：児童養護施設

本児の 年齢	年月	県 児 相 所	市		児 養 施 設	状 況
			児 相 署	生 保 署		
2歳	H21.3		●			実母は精神疾患があるため、本児を注意して見て欲しいとの連絡があったことを受け、C市が本児が通う保育園を訪問し、本児の安全を確認した。
	H21.11			●		実母がC市の生活保護の受給を開始した。
4歳	H23.3	●				実母からA児童相談所へ電話あり。自分の体調が不良のため本児を児童養護施設に預かって欲しいとのこと。
		●	●			A児童相談所では、C市と本児の家庭の状況につき情報共有した。 A児童相談所とC市で保育園を訪問し、本児の状況を確認した。
	H23.3	●	●			A児童相談所とC市で、実母と面接。実母の主訴は、病気の後遺症からかとても疲れやすく、体調回復のため、1週間程度児童養護施設に預けたいというもの。
	H23.3	●				A児童相談所の処遇会議で、C市要保護児童対策地域協議会ケース検討会議で対応していく必要があること、生活保護担当部署と密接に連携し、実母の病状を確認していくこと、実母の本児への関わりを再確認していくことを決定した。
	H23.3	●	●	●		C市は、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を開催し、本件を対象ケースとし、関係機関が連携しながら本児の家庭に対応していくこととした。
	H23.3	●				A児童相談所の受理会議で、継続指導とし、関係機関と連携しながら実母の状況把握に努めることを決定した。
	H23.4	●	●			A児童相談所とC市で、実母と面接。実母は、現在も睡眠できないため疲れがとれず、日中休んでいることが多いとのこと。1週間程度では体調の回復も見込めないので、しばらく本児を児童養護施設に預け、体力が回復した後、引き取りたいとのこと。
	H23.4	●			●	本児をD市内の児童養護施設へ一時保護委託した。

本児の 年齢	年月	県 児 相 所	市		児 養 施 設	状 況
			児 相 署	生 保 署		
4 歳	H23. 6	●				実母が主治医を受診し、A 児童相談所は同行。
	H23. 6	●	●			A 児童相談所と C 市で、実母と面接。本児の児童養護施設への入所に同意した。
	H23. 6	●				A 児童相談所の処遇会議で、本児の児童養護施設への入所措置を決定。面会時は、職員の立会いを原則とし、外泊は処遇会議で判断すること、C 市児童相談担当部署へ外泊時の家庭訪問を依頼するとともに、生活保護担当部署と連携することを決定した。
	H23. 7	●			●	本児を D 市内の児童養護施設へ入所措置した。
		●	●		●	外出、外泊等は A 児童相談所に事前協議をすることとするが、面会に関しては制限せず、児童養護施設の職員が同席の旨行うことを実母に確認した。
	●			●	H23 年度の本児外泊は、5 回。外泊希望 1 回、外出希望 1 回を認めず。	
6 歳	H24. 12	●				実母が変更した新たな主治医を A 児童相談所が訪問し、病状を確認。
	H25. 1	●				A 児童相談所の処遇会議で、実母の D 市への転居に伴い、B 児童相談所へのケース移管を行うことを決定する。
		●	●			A 児童相談所から C 市へ、4 者（A 児童相談所、B 児童相談所、C 市及び D 市）によるケース移管について、D 市との協議を依頼。
		●			●	H24 年度の本児外泊は、4 回。
	H25. 2	●				本ケースを A 児童相談所から B 児童相談所へケース移管する。
					●	C 市による実母の生活保護の受給を廃止する。
	H25. 2	●	●			C 市から D 市へ、本件のケース移管について連絡したところ、今すぐ退所する事案ではないため、協議を含め、ケース移管は不要との回答あり。
H25. 2				●	実母が D 市の生活保護の受給を開始する。	

本児の 年齢	年月	県 児 相 所	市		児 養 施 設	状 況
			児 相 署	生 保 署		
6 歳	H25. 2			●		C市からD市へ、依頼に応じ、実母に係る生活保護台帳を送付した。
	H25. 2		●			C市からD市へ、「要保護児童の保護者転出に伴うケースの情報提供について」の文書を発出し、本児に係るケース記録の情報提供をした。
	H25. 4	●				実母からB児童相談所へ電話あり。外泊希望に対し、児童養護施設の職員と話し合いの上、日程を調整するよう指示。
	H25. 5	●				B児童相談所で、実母と面接。実母からは、B児童相談所と児童養護施設との3者面談の要望あり。
	H25. 5	●			●	B児童相談所と児童養護施設で、実母と面接。
	H25. 6	●				B児童相談所から実母へ電話。実母の外出許可要望に対し、外出は届出不要だが、外泊は事前にB児童相談所へ連絡いただきたい旨を伝達。
7 歳	H26. 1	●	●			C市からB児童相談所へ電話あり。実母から、C市にいた際はA児童相談所とC市の2者による訪問面接であったが、D市に転居後はB児童相談所だけの訪問面接であったので、第3者を加えて訪問面接をして欲しいとの要望があったとのこと。
	H26. 1	●	●			C市からB児童相談所へ電話あり。面接はB児童相談所・児童養護施設と実母という2対1の構図になっており、第3者として母子自立支援員や家庭相談員にも加わっていただきたいとの要望が実母からあり。D市へ家庭相談できる旨を伝達したところ、実母が自分で相談してみるとのこと。
					●	H25年度の本児外泊は、6回。うち帰園予定日を守らなかった外泊1回。
8 歳					●	H26年度の本児外泊は、5回。
9 歳					●	H27年度の本児外泊は、6回。
	H28. 6					秋田中央警察署は児童養護施設職員を県青少年健全育成条例違反容疑で逮捕した。

本児の 年齢	年月	県 児 相 所	市		児 養 施 設	状 況
			児 相 署	生 保 署		
9 歳	H28. 6				●	児童養護施設から入所児童の保護者へ、元児童養護施設職員の逮捕に関する説明及び謝罪の手紙を送付した。
	H28. 6～				●	本児外泊【H28年度では、3回目】
	H28. 6				●	本児は、18:00の帰園予定も帰園せず。児童養護施設から実母へ電話をしたが、不通であった。
					●	20:30、21:30に児童養護施設が実母宅を訪問したが、応答はなかった。
	H28. 6					本児の死亡（推定）
9 歳	H28. 6	●			●	8:38 児童養護施設からB児童相談所へ電話あり。昨日の帰園予定日時を過ぎても帰園せず、昨日実母宅を2回訪問しても、今朝電話しても、応答がなく、本児は登校もしていないとのこと。
		●		●		B児童相談所内で協議し、D市生活保護担当部署へ協力依頼をする。
		●				10:25 B児童相談所から実母へ電話をしたが、不通であった。
		●			●	11:11 B児童相談所と児童養護施設が実母宅を訪問したが、応答はなかった。
					●	12:00 児童養護施設が秋田中央警察署へ捜索願を提出した。
		●				16:20 県警察本部からB児童相談所へ電話あり。秋田中央警察署員が実母宅内を捜索したところ、本児は既に死亡しており、実母は意識不明の状態を病院に搬送されたとのこと。
	H28. 6	●				秋田中央警察署からB児童相談所へ電話あり。本児の死亡推定時刻は、帰園予定日頃で、死因は窒息死とのこと。
	H28. 7					秋田中央警察署は実母を殺人容疑で逮捕した。
	H28. 7 ～H28. 11					秋田地検は実母を鑑定留置した。
	H28. 11					秋田地検は実母を殺人罪で秋田地裁に起訴した。

4 関係機関からの聴き取り

(1) B児童相談所

- ア 実母が生活保護を受給していることは把握していたが、D市児童相談担当部署及びD市生活保護担当部署との連携等は行っていなかった。
- イ 本児の外泊については、実母との交流が最も維持されている児童養護施設に判断を委ね、実母と本児の状況は、児童養護施設から聴き取りを行っていた。
- ウ 本件は、児童虐待ではない養護相談であったことから、家族の再統合に向けた実母との交流を推進していた。また、実母は精神疾患を抱えてはいたが、単身での生活が維持されており、施設訪問時の状況や、本児が、定期的な外泊を行っていることから、実母と本児の関係は良好と考えていた。

(2) C市児童相談担当部署・生活保護担当部署

- ア 実母の家族関係について、実家の祖父宅には帰りづらい状況であり、祖母やその親族とは交流がなかった。
- イ 実母の病状の変化は、特段なかった。
- ウ 実母が頻繁に来所したことから、関わりが多かったと思われる。
- エ 本件は、要保護児童対策地域協議会のケースとして実母のD市への転出まで進行管理をしていた。

(3) D市児童相談担当部署

- ア 本児に関する相談記録はなかった。
- イ 平成25年2月にC市がケース移管の協議について連絡した際、ケース移管不要と回答をしたとのことであったが、本児が児童養護施設に入所中であり、実母のみがD市へ転入するケースであったため、子どもの安全は、確保されていることから当時はそのように回答したと考えられる。
- ウ 平成25年2月にC市からケースの情報提供があったが、その後、担当部署内で情報共有し、取扱いを終えている。なお、B児童相談所の案件であったので、担当児童福祉司の確認を行っている。
- エ 児童相談所の案件の取扱いは、措置入所をもってケースを終結している場合がほとんどである。
- オ 要保護児童対策地域協議会におけるケースの取扱いは、児童相談所案件については、児童相談所が自ら案件を提出している。
- カ 児童が児童養護施設に入所中のケースについて、生活保護担当部署と連携し、対応することはほとんどない。
- キ 児童養護施設に入所中の家庭への支援は、児童相談所から連携して支援して欲しいとの依頼がなければ行っていない。

(4) D市生活保護担当部署

- ア 家庭訪問は、3か月に1回行っていた。
- イ 体調等についての話はしたが、本児の話はあまりしなかった。今回の件で、初めて本児が外泊していたことを知った。
- ウ 本児の母は、何らかのサポートを訴えることはなかった。B児童相談所やD市児童相談担当部署など、関係機関についての対応や苦情などを話すこともなかった。

エ 実母の病状の変化を感じる場面はなく、攻撃的になったり、激情的になる場面もなかった。

オ 家庭訪問時、実母から積極的に話はなかった。家族関係についての話題を出したところ、実母は不安定になり、黙り込んでしまい、家から閉め出されてしまった。これ以降は、深い話は一切できず、表面的な話に終始した。会う時間も短時間で、これ以上病状が悪化しないようにと、療養指導が中心であった。

カ 事件が起きる直近の関わりからは、特段これまでとの変化は感じなかった。

キ 生活保護の申請における調査時点では、児童養護施設等と本児の引き取りの話もあり、将来は一緒になりたいという希望もあった。本児の状況を知っていて、外泊日などを知っていれば、それに合わせて家庭訪問をすることもできたかもしれない。

(5) 小学校

ア 実母は、3, 4年生時の担任と積極的な関わりはなかった。

イ 本児に会いたいという話を学校にしたことはなかった。その他の要望も学校に直接したことはなかった。

ウ 本児の状況等から、気にかかる家庭の子として見守りの対象とは、なっていなかった。

(6) 直近の実母の主治医

ア 実母からは、疲れの訴えと、不眠を訴えることが主であった。

イ 病状についての変化はない。疲れて思い通りに行かないこともあったかと思うが、表面上そのようなことを言うこともなかった。

ウ 外見上、目に見える変化はなかった。孤独を訴えることもなく、将来のことを話すこともなく、強いストレスを感じているようにも見えなかった。

(7) 児童養護施設

ア 実母は、職員との関わりにおいて、児童養護施設の対応として幼児から学童になると、毎月の便りや連絡が家庭に対してなくなるなど変わることになじめず、小学1年生時の担当職員には、攻撃的となり、児童養護施設へクレームを言ったり、児童相談所へ児童養護施設の悪口を言ったりという状況が続いた。小学2年生時になり、幼児の時の担当職員に担当が変わると、小学1年生時とは打って変わって落ち着いた。

イ 本児は、小学3年生時までには、叫び声を上げて走り回ったり、言うことを聞かず、職員が本児を押さえても地団駄を踏んで暴れたりという状況であったが、小学4年生になり、親子で、将来について語り合ったりしていたので、関係は良好のように思えた。また、自分の意見も持つようになるなど、急に大人びて見えた。

ウ 本児の外泊時は、実母と児童養護施設内の面会室等で情報共有や、聴き取り等を行って本児を送り出しており、本児の外泊後の帰園時は、本児から外泊時の状況について聴き取りを行っていた。

エ 平成28年6月の元児童養護施設職員の逮捕に関する説明及び謝罪の手紙の送付後、本児の母から泣いて電話があり、その次の日であったか、外泊を申し出た。世の中に対する不満などを話していたが、そのような考えもなくなったものと思っていたにもかかわらず、本事件が発生した。

Ⅲ 明らかとなった問題点・課題及び再発防止に向けた提言

1 各機関の主体的な取組

【問題点・課題】

(1) B児童相談所

B児童相談所は、本児を児童養護施設に入所措置し、その後も継続指導案件として関わりを継続しており、本児や実母に対する指導において、主体的な役割が必要であったと考える。

実母の転居直後には、複数回の面接等を行っているが、その後は面接等の記録がない。実母は、生活保護を受けており、D市生活保護担当部署が定期的な訪問を行っていること、本児は児童養護施設において安定的な養育環境にあること等の事情はあるが、実母宅への外泊を行っている状況や、実母が精神疾患を抱えていること等に鑑み、より積極的な家庭訪問や、本児が入所している児童養護施設との連携、実母の主治医への聴き取り等を行い、実母の状況把握とともに信頼関係の構築に努めるなどの必要がなかったか、十分に検討されたとは言いがたい。

(2) D市児童相談担当部署

D市児童相談担当部署は、転居前に実母及び本児が居住していたC市から、C市在住時の処遇に係る情報提供を受けていたが、同担当部署におけるケース移管不要との結論により、その後の検討並びに本児及び実母に対する支援を行っていない。

しかし、D市児童相談担当部署は、子育て家庭の目線に立ったサポートを行う身近な存在として、児童及び家庭の総合相談等を行っている機関であり、引っ越してきたばかりで、近所に頼れる人がいない場合の相談等も行うとしていることから、ひとり親で、精神疾患を抱え、親族との交流がない実母の状況は、C市からのケース記録で把握できるものであり、支援を行う必要があった。

(3) D市生活保護担当部署

D市生活保護担当部署は、実母を生活保護家庭として必要な保護を行い、保護開始から3年以上、定期的な訪問を行っており、実母の生活指導等において、主体的な役割が必要であったと考える。

しかし、家庭訪問はすべて玄関先で行われており、実母の生活実態は把握されておらず、実母の主治医に対する病状の聴き取りや、今後の症状改善、悪化等の見通しに対する確認行為も行われていない。実母は、転居前には就労経験もあったことを踏まえると、D市生活保護担当部署は、生活指導等を行う必要がなかったか、十分に検討されたとは言いがたい。

(4) 児童養護施設

児童養護施設は、本児を入所させ、安定的な日常生活を送らせており、本児の見守りにおいて、主体的な役割が必要であったと考える。

児童虐待案件ではなかったことから、外泊についても、本児が施設に入所した平成23年以降、毎年複数回の外泊を実施しており、引き取りに来た実母と面会の上、本児を送り出している。

本件の外泊時も、実母の様子を確認した上で行っているが、今回の事件が発生する直前には、児童養護施設職員の不祥事を謝罪した手紙に対する実母の抗議等を受けており、本件の外泊時、引き取りに来た実母の様子に普段との違いが見られなかったとしても、実母の心情に変化があった可能性に警戒を図ることは可能であったと考える。

【提言】

(1) B児童相談所

本児を児童養護施設に入所措置しているB児童相談所は、本児の処遇について大きな責任があり、そのためにも、将来的な家庭復帰を目指して本児が外泊を行っていること、実母が精神疾患を抱えていること、親族との交流が全くない上に、他市からの転入で、地域等にも交友関係がないこと等を踏まえ、実母との信頼関係構築に向けた家庭訪問や、児童養護施設との連携等を通じ、入所時の決めごと、実母の生活再建に向けた意思及び将来計画等について、定期的な確認と進捗状況の把握が必要であったと考える。

また、外泊後の本児の様子等を児童養護施設等に聴き取りし、実母との生活に問題点や注意すべき事項等がないか等を検討の上、援助方針の見直しに反映させ、必要な情報については、関係機関と共有する必要があったと考える。

これらの援助方針の見直しを含めた検討は、3か月に1回程度、児童相談所全体で確認することが望ましい。

なお、検討に当たっては、時期の提示や、数値化が可能なもの等については、より具体的な内容とするよう心がけられたい。

(2) D市児童相談担当部署

D市児童相談担当部署は、本児が児童養護施設に入所していたとしても、本児が外泊を行っていることはC市からの引継ぎ時に把握できたことであり、実母が孤立しがちな状況であったことも把握は困難でなかったと考える。実母の転入時から、完全に対応の不要なケースと判断した論拠を再確認し、今後、同種の事例があった場合、どのように対応すべきか、対応を見直す必要があると考える。

(3) D市生活保護担当部署

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障であると同時に、生活の維持・向上に努める等の義務も発生する。実母の状況に鑑み、家庭訪問時に玄関先での対応としていたが、C市での生活保護受給も3年以上に及んでおり、少しずつでも生活実態の把握と、生活の維持・向上に向けた指導を行う必要がなかったか、検討する必要があったと考える。

(4) 児童養護施設

本児の外泊時、引き取りに来た家族等と、児童養護施設内の面会室等で情報共有や、聴き取り等を行っており、今後も、より丁寧な交流と、信頼関係の構築が必要である。

なお、児童養護施設職員の不祥事が発生した際、児童養護施設に入所している家族等に対して説明責任等を果たすため、実母にも手紙を送付したことは当然のことであったと考える。一方で、「子を守るために殺す」という思考は、あり得るものであり、手紙を受けた実母が、「こんなことをする社会は信用できない」旨の発言等を児童養

護施設職員に述べた記録があることから、様々な可能性を考える必要があったと考える。

2 関係機関の連携

【問題点・課題】

(1) 本児及び実母の処遇に係る連携

本件は、B 児童相談所、D 市児童相談担当部署、D 市生活保護担当部署及び児童養護施設の 4 者が、特に主体的な役割を果たすべき事例であったと考える。

前項の「1 各機関の主体的な取組」でも問題点・課題及び提言として記載しているとおり、主体的な責務を持つこれらの 4 者は、各自が果たすべき役割を誠実に実行するとともに、相互に連携し、定期的又は随時に、実母の通院する病院、本児が通学する学校とも連絡を取り、本児又は実母の状況等に変化がないか、確認しておく必要があったと考える。

本件においては、それぞれの機関の記録及び聴き取りの結果から、これらの対応が十分であったとは言いがたい。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活用

本件は、転居前の C 市においては、要保護児童対策地域協議会の対象児童であった。

D 市児童相談担当部署は、転居前に実母及び本児が居住していた C 市から、C 市在住時の処遇に係る情報提供を受けていたが、それまでも、児童養護施設への措置児童については対応していないこと、児童相談所案件は児童相談所が提案していたこと等により、D 市児童相談担当部署は、ケース移管不要との結論に至り、その後の検討並びに本児及び実母に対する支援を行っていない。

しかし、本児が、過去には実母に叩かれたことがある旨の発言記録があることや、外泊時に十分な食事等を与えられていなかった可能性がある趣旨の記録があることから、児童虐待（身体的又はネグレクト）の可能性を考慮する必要があったと考える。また、実母は単身である上、精神疾患を抱えており、親族との交流がないことは、ケース記録から読み取ることができることから、一定の見守りが必要であり、D 市要保護児童対策地域協議会の案件として検討する必要があるか、十分に検討されたとは言いがたい。

本件のような痛ましい事件が発生した以上、ケースを引き継いだ時点及びその後の対応に改善すべき点がないか、検討する必要がある。

(3) ケース移管時の対応

本件は、本児の児童養護施設入所と実母の転居に伴い、児童相談所と市の両者が、それぞれ異なる機関に引き継がれている。同時に、記録等も引き継いだ機関に交付されており、転居前の C 市は、デリケートなケースである旨を再三、D 市に伝えているが、その趣旨が十分に伝わったとは言いがたい。

(4) 精神疾患等を抱える者への対応

精神疾患や、重篤な身体疾患を抱える者は、病状の変化によって、その精神状態が大きく変動する可能性があるが、本件は、実母が単身であったため、そうなった際、ケアや補助を行う家族がない事例であった。

そのような状況は、比較的予見が可能であると考えられるが、本件においては、本児が外泊等を行っていたにもかかわらず、病状は落ち着いているものと考えたため、関係機関による医師への連絡等はされていない。事件後に行われた実母の主治医への聴き取りによって、事件前の実母の病状に変化はうかがえなかったが、結果論で判断することなく、B児童相談所やD市生活保護担当部署等は、実母の主治医との連携を常に考慮する必要があったと考える。

【提言】

(1) 本児及び実母の処遇に係る連携

関係機関は、それぞれの業務において、すべてが主体的な役割を果たす責任を有している。具体的な取り決めと、関係機関への連絡によって、役割分担が確認された場合を除き、「それは他機関がするであろう」という曖昧な推測及び判断を行うことなく、各機関が主体的に行動してほしい。

ただし、実母や本児に対する指導が、同一の項目について複数の関係機関から重複して行われた場合、その小さな違いによって、実母や本児に混乱を招く可能性もあることから、関係機関が話し合いの上で、相互の役割を明確にしておくことは有効であると考えられる。

なお、この場合であっても、関係機関に対し、ケースごとに確認を行った上で判断すべきであるほか、主たる担当機関以外の機関も、常に主体的な責任意識を継続して保持することは必要と考える。

また、このような事例があった場合、「そのような状況は知らなかった」とする意見もありがちであるが、第三者には知り得ない状況である事実はともかくとして、関係機関に確認すれば知り得た情報を「知らなかった」とすることは、適切な対応とは言いがたいものと考えられる。従って、このようなことのないように、支援家庭に関わる機関と定期的又は随時にその近況を情報共有するなど、丁寧な対応を検討してほしい。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活用

D市要保護児童対策地域協議会は、要保護児童対策等を推進しており、本件のように、精神疾患を抱えた実母のみのひとり親家庭で、収入を生活保護に頼り、親類や地域との交流がない等、実母の精神状態や、生活状況が大きく変動する可能性を持つ家庭の場合は、本児が児童養護施設に入所していたとしても、親子交流等の有無を確認し、児童虐待の発生の可能性があることを念頭に、D市要保護児童対策地域協議会で扱う案件ではなかったか、慎重な対応を検討してほしい。

なお、D市生活保護担当部署が、生活保護を受給している実母に定期的な家庭訪問を行っており、D市要保護児童対策地域協議会を主催するD市児童相談担当部署とは、同一自治体内の機関であることから、実母の状況把握が比較的容易であったと考える。

(3) ケース移管時の対応

要保護児童家庭の引越等により、異なる児童相談所や自治体等の案件として引き継がれるケースは、今後も発生する事例である。受け手となる機関は、書面のみで判断することなく、従前の担当機関の助言等を真摯に受け止め、より正確な情報把握に努

めた上で、処遇方針を立てなければならないと考える。

(4) 精神疾患等を抱える者への対応

精神疾患等を抱えている実母等については、関係機関は病状の変化等について、主治医から定期的に聴き取りを行い、病状の変化等によっては処遇についての助言を求めるなどの対応が必要であり、また、このような精神疾患を抱えている実母等の児童の外泊時には、それまでの様子と違いがないかを複数の者で確認し、問題がないことを確認した上で外泊を認めるなどの慎重な判断が必要であると考えます。

3 非常時の対応

【問題点・課題】

(1) 連絡網の準備

外泊から帰らない本児について、実母宅を確認に赴いた児童養護施設職員が、施錠されたままの室内の状況を心配し、B児童相談所に連絡をしたが、その後の対応等が不明確なまま、児童養護施設職員が所轄の警察署に通報している。

B児童相談所は、実母の状況を把握していると思われるD市生活保護担当部署に連絡を取っていたが、そうした情報を児童養護施設は知らなかった。

(2) 確認事項の取り決め

関係機関同士の情報共有に時間を要したほか、事件発生後の対応において、情報が錯綜する懸念がある。

【提言】

(1) 連絡網の準備

児童養護施設からの第一報は、明確に犯罪に直結すると確認された場合は警察に、そうでない場合は児童を措置した児童相談所に対して行われるのが通常と考えられる。一例として、児童養護施設、児童相談所等は、次の対応等を取るべきであると考えます。

[対応]

- ① 児童養護施設は、児童相談所に連絡。児童相談所は、警察への連絡の有無を施設に確認し、必要に応じ、通報を指示
- ② 児童養護施設は、要保護児童対策地域協議会の案件である場合、当該自治体に連絡
- ③ 児童養護施設は、県地域・家庭福祉課に連絡

なお、当然であるが、児童に家族等がいる場合、速やかに連絡を取るものとする。

ここで記した [対応] はあくまでも例示であり、具体的には、各要保護児童対策地域協議会等で決めた上で、相互の情報共有を図られたい。

(2) 確認事項の取り決め

事故等が発生した児童養護施設における情報整理を迅速かつ合理的に行うため、あらかじめ、事故報告の様式を定め、関係機関で情報共有しておくことが望ましいと考えます。

4 事後の施設等の対応

本件においては、事件発生後、児童養護施設に入所している他の児童への説明や、メディアへの対応等によって、児童養護施設職員の混乱と疲労は極めて甚大であったと伺っている。

そのような中でも、児童養護施設職員による献身的な対応と細心の気遣いによって、他の入所児童への影響を最小限に防げたことは、これまで述べた問題点・課題とは別に、評価すべきものと考ええる。

この際に、児童養護施設の苦情処理委員の助言を受け、精神的・肉体的に疲労のピークにあった児童養護施設職員に対し、児童相談所から派遣された児童心理司が心のケアを行い、児童に対する処遇の助言を行ったことも、あるべき連携の姿である。

児童養護施設職員にとっては、非常に辛い状況であったが、こうした経験を今後、日常における児童への処遇に生かしてほしい。

また、すべての関係者は、本来、あるべきであった本児の未来に思いを残し、本件のような痛ましい事件は2度と起こさないという再発防止の誓いと、自らがなすべき改善を心がけていただきたい。

本児のご冥福を心から祈ります。

IV 参考資料

1 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会の開催等の経過

- (1) 平成28年11月 4日 (金) 第1回会議
 - ・ 検証の目的・方法等の確認
 - ・ 検証スケジュールの確認
 - ・ 事例の概要把握
 - ・ ヒアリング (B 児童相談所)
- (2) 平成28年12月 7日 (水) ヒアリング (C 市児童相談担当部署・生活保護担当部署)
- (3) 平成28年12月12日 (月) ヒアリング (小学校)
- (4) 平成28年12月13日 (火) ヒアリング (実母の直近の主治医)
- (5) 平成28年12月19日 (月) ヒアリング (D 市児童相談担当部署・生活保護担当部署)
- (6) 平成28年12月27日 (火) ヒアリング (児童養護施設)
- (7) 平成29年 1月23日 (月) 第2回会議
 - ・ 追加の事実関係の確認
 - ・ 事例の問題点・課題の抽出
 - ・ 問題点・課題に対する提言の検討
 - ・ ヒアリング (B 児童相談所、児童養護施設)
- (8) 平成29年 3月13日 (月) 第3回会議
 - ・ 問題点・課題に対する提言の検討
 - ・ 検証報告書 (案) の検討
- (9) 平成29年 3月17日 (火) ヒアリング (実母の直近以前の主治医)
- (10) 平成29年 5月23日 (火) 裁判員裁判第1回公判傍聴
- (11) 平成29年 5月24日 (水) 裁判員裁判第2回公判傍聴
- (12) 平成29年 5月26日 (金) 裁判員裁判第3回公判傍聴
- (13) 平成29年 5月31日 (水) 裁判員裁判判決傍聴
- (14) 平成29年 6月21日 (水) 第4回会議
 - ・ 追加の事実関係の確認
 - ・ 問題点・課題に対する提言の検討
 - ・ 検証報告書 (案) の検討
- (15) 平成29年 8月22日 (火) 第5回会議
 - ・ 検証報告書 (案) の検討

2 秋田県社会福祉審議会条例

平成12年3月29日
秋田県条例第27号

秋田県社会福祉審議会条例をここに公布する。

秋田県社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項の規定に基づく合議制の機関として、秋田県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議する事項の特例)

第2条 社会福祉法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(組織及び運営)

第3条 審議会の組織及び運営については、社会福祉法第8条から第11条まで及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条及び第3条並びに次条から第9条までに定めるところによる。

(委員)

第4条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長職務を代理する委員)

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審議会の臨時委員は、その調査審議すべき特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時

委員が、その職務を代理する。

(児童福祉専門分科会の部会)

第8条 審議会は、児童福祉専門分科会に、次に掲げる事務について調査審議するための部会を設けるものとする。

一 里親の認定その他の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務

二 子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事務

2 前項の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 第1項各号に掲げる事務に関しては、同項の部会の決議をもって審議会の決議とする。

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(秋田県社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例の廃止)

2 秋田県社会福祉審議会の調査審議する事項の特例を定める条例（昭和60年秋田県条例第48号）は、廃止する。

(経過措置)

3 従前の秋田県社会福祉審議会は、この条例の施行の日において、この条例の規定に基づく秋田県社会福祉審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 前項の規定により存続するものとされた秋田県社会福祉審議会の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日におけるその者の従前の秋田県社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成12年条例第141号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第147号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第41号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3 秋田県社会福祉審議会運営要綱

秋田県社会福祉審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県社会福祉審議会条例（平成12年秋田県条例第27号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、秋田県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会に置く次の専門分科会は、審議会の付託により、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉増進に関する事項
- (2) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童の福祉増進、子ども・子育て支援、子どもの教育・保育に関する事項

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会に、委員長のほか委員の互選による副委員長1人を置く。

- 2 副委員長は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、その者が委員として在任する期間とする。

(専門分科会長及び専門分科会副会長)

第4条 審議会の各専門分科会に、専門分科会長のほか、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選による専門分科会副会長1人を置く。

- 2 専門分科会副会長は、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(児童福祉専門分科会の部会)

第5条 児童福祉専門分科会に子育て支援部会、家庭福祉部会、子ども・子育て部会を置き、次の各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 子育て支援部会 児童の健全育成及び児童文化財等に関する事
- (2) 家庭福祉部会 里親の認定、要保護児童及び母子福祉等に関する事
- (3) 子ども・子育て部会 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事務に関する事

- 2 各部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 3 各部会に部会長及び副部会長1人を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 専門分科会は、専門分科会長が招集し、その議長となる。ただし、専門分科会長は、これを審議会に報告しなければならない。

- 3 審査部会は身体障害者専門分科会長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 児童福祉専門分科会の部会は各部会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、部会長は、これを児童福祉専門分科会長に報告しなければならない。
- 5 専門分科会及び部会の会議については、条例第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を処理する。
- 3 事務局は、秋田県健康福祉部福祉政策課内に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、審議会の議決を経て、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。

4 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会開催要綱

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会開催要綱

第1 目的

児童養護施設等への入所措置等の処遇決定の客観性と専門性を図るとともに、要保護児童及び母子家庭等への適切な支援を行うために、秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会（以下「家庭福祉部会」という。）から意見を聴取し、もって児童及び母子等の最善の利益を確保するものである。

第2 家庭福祉部会の審議事項

- (1) 里親の認定に関すること
- (2) 児童虐待による死亡事例等の検証に関すること
- (3) 母子福祉等に関し特に必要と認められること
- (4) 児童若しくはその保護者の意向が児童相談所長の措置と一致しないとき
- (5) 児童相談所長の措置に関し特に必要と認められること

第3 家庭福祉部会への報告事項

- (1) 里親登録の更新に関すること
- (2) 家庭福祉部会から意見聴取をした案件に係るその後の状況等

第4 家庭福祉部会の開催

- (1) 定例部会
里親登録及び登録更新（10月及び3月）
- (2) 臨時部会
審議事項（2）から（4）に関し特に必要と認められる場合

第5 その他

緊急案件により家庭福祉部会の審議を経ずに案件を処理した場合は、速やかに家庭福祉部会に事後報告するものとする。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年10月23日から施行する。

5 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
柴 田 一 宏	弁護士	部会長
水 俣 健 一	市立秋田総合病院 医師	副部会長
森 和 彦	秋田大学教育文化学部 教授	
小 林 儀 貴	秋田県母子福祉協議会会長 (母子生活支援施設 白百合ホーム 施設長)	
高 橋 恭 康	秋田県里親連合会 会長	